

令和7年8月5日

魚沼市議会議長 志田 貢 様

議会運営委員会

委員長 本田 篤

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和7年第3回魚沼市議会定例会について
(2) その他

- 2 調査の経過 8月5日、委員会を開催し、上記案件について協議した。

令和7年第3回魚沼市議会定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり9月4日とし、会期は10月3日までの30日間とした。

審議予定については、別紙「令和7年第3回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。

一般質問の取扱いについては、別紙「令和7年第3回（9月）定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は9月9日正午とし、通告書は簡潔に記載することとした。

その他で、通称名等使用の取扱いに係る内規（案）について及び議会タブレットについて、事務局から報告を受け協議し、継続して協議することとした。

「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワークへの入会について、前身の「佐渡島金銀山世界遺産登録推進県民会議」から引き続き加入する旨、報告を受けた。

議会の会議等における服装、ペットボトルの持込み、携帯・スマホの使用及び名札について、懇談的に意見交換を行い、継続して協議することとした。

地域振興局及び魚沼基幹病院との意見交換会について、今後事務局において日程調整することとした。

今年度の議員研修会について、意見を持ち寄ることとした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 令和7年第3回魚沼市議会定例会について

- (1) 招集期日
- (2) 会期及び会議予定について
- (3) 一般質問について
- (4) その他

(2) その他

- (1) 通称名等使用の取扱いに係る内規（案）について
- (2) 議会タブレットについて
- (3) その他
 - ・「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワークへの入会について
 - ・議会の会議等における服装について
 - ・議会におけるペットボトル、名札、携帯・スマホ等の取扱いについて

2 日 時 令和7年8月5日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤卓摩、星 直樹、浅井宏昭、星野みゆき、大桃俊彦、関矢孝夫、
本田 篤、(志田 貢議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 坂大議会事務局長、樺澤議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

本田委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

(1) 令和7年第3回魚沼市議会定例会について

(1) 招集期日

本田委員長 日程第1、令和7年第3回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1)招集期日について、執行部から説明を願います。

内田市長 招集日につきましては、9月4日でお願いしたいと思います。

本田委員長 ただいま説明のありました招集期日について、9月4日ということですが、これに御異議ありませんか。(異議なし)したがって、招集期日については、説明のとおり9月4日と決定いたしました。

(2) 会期及び会議予定について

本田委員長 (2)会期及び会議予定について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 それでは説明させていただきます。会期及び会議予定につきましては、会期については9月4日から10月3日までの30日間とし、会議予定は「令和7年第3回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)」のとおりとさせていただきたいとするものです。説明は、以上です。

本田委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。(なし)なければ、これで質疑を終わりにします。お諮りします。会期については9月4日から10月3日までの30日間とし、会議予定は「令和7年第3回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)」のとおりとすることに御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、会期は9月4日から10月3日までの30日間とし、会議予定は別紙「令和7年第3回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)」のとおりとすることに決定しました。

(3) 一般質問について

本田委員長 次に、(3)一般質問について、議会事務局長に説明させます。

坂大議会事務局長 それでは、一般質問について説明させていただきます。(資料「令和7年第3回(9月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

本田委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございますでしょうか。(なし)なければ、これで質疑を終わりにします。お諮りします。一般質問については、別紙「令和7年第3回(9月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」のとおり実施することに御異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締切り期限は、9月9日、火曜日の正午となります。

(4) その他

本田委員長 次に、(4)その他について、御審議願います。皆様のほうで何かございますでしょうか。(なし)

それでは、この後の議題は主に議会内部に関する内容ですので、執行部から発言がありましたら先に御発言いただき、なければ執行部はここで退席とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

内田市長 ありません。

本田委員長 では、執行部の皆様につきましては、以上となります。御苦勞様でした。

(執行部 退席)

(2) その他

(1) 通称名等使用の取扱いに係る内規(案)について

本田委員長 日程第2、その他を議題といたします。まず、(1)通称名等使用の取扱いに係る内規(案)について、議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 本件につきましては、前回7月4日の本委員会で通称使用のルールについて、他市を参考に事務局で案を作成し、本委員会で御協議いただくこととしておりましたので、内規(案)について説明いたします。

本案は、令和7年1月20日施行の郡山市の規定を主に参考としました。通称使用の規定を定めている他市の場合でも、いずれも似たような条文の構成になっておるようでありました。

名称について、当市議会の形式として「〇〇に関する内規」としている名称が多いことから、本件に関しても「魚沼市議会議員の通称名等使用の取扱いに関する内規」としております。

条文は、全9条の構成となっております。

まず、第1条は、通称使用を、①として、立候補時に選挙管理委員会で公職選挙法施行令により認められた名称、本名に代わるものとして広く通用しているもの、これは今回こめたろう議員に該当するところであります。②として、旧漢字を新漢字に改めた氏名、③婚姻等により戸籍の氏を改める前の戸籍上の氏名、これについては旧姓使用の取扱いになります。以上の3つの場合に可能とするものであります。

第2条は、通称が使用できない事項を規定したものです。

第3条から第6条までは、手続規定であります。使用する場合は、本規定に基づく様式により手続をし、議会運営委員会に報告することとしております。

続いて第7条は、通称使用に係る当該議員の責務を規定したものであります。

第8条は、改選時において議長不在時に、「議長」を「議会事務局長」に読み替えるものです。

第9条は、委任規定になります。

附則は、施行期日及び適用日について規定しております。第7期の任期始期であります7月3日から適用したいとするものであります。

また、近隣市の状況につきまして、資料「通称名等の使用に係る近隣市議会の状況」を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

本田委員長 質疑に入りますけれども、いかがですか。

坂大議会事務局長 補足ですけれども、他市の感じとしては、認識はしているけれども必要がないのでつくっていないというところが多いようでありました。当市もこれまで具体的になかったんですけれど、こめたろう議員が出てきたので、急遽今回作成させていただきました。これをつくるのに併せて、先ほど旧姓使用等の要件についても今回新たに規定させ

ていただきたいというものであります。内容を確認していただいて、どちらも策定している市は皆同じような内容でしたし、使用できない項目もほぼと言っていいほど同じ内容のものを定めているようでありました。補足説明は以上です。

本田委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（10：09）

（休憩中、懇談的に意見交換）

再 開（10：12）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほどの通称名等使用の取扱いに係る内規について、委員の皆さんと懇談させていただきました。この件に関しましては、通称名を認めることで、委員会としてはこの内規を作成していきたいと思っております。今後につきましては、もう少し時間を置いて協議をさせていただきたいと思っております。本件につきましては、以上とさせていただきます。

(2) 議会タブレットについて

本田委員長 次に、(2)議会タブレットについてを議題といたします。坂大議会事務局長に説明を求めます。

坂大議会事務局長 本件につきましては、今すぐということではありませんけれども、今後リース期間が満了し、その後の取扱いにより予算措置が必要であることから議題とさせていただきました。現在使用しているタブレットは、令和4年10月から5年間のリースとなっております。リース満了は令和9年9月末で、その後の取扱い、買取り、新機種への入替等によりまして必要な経費が変わってくることから、令和9年度の予算編成前である令和8年の夏頃までにその方向性を決定いただきたいというものであります。本日は、こういった案件があるということで御報告させていただきました。説明は以上であります。

本田委員長 これにつきましても、しばらくの間、休憩とさせていただきます。

休 憩（10：15）

（休憩中、懇談的に意見交換）

再 開（10：27）

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。今ほど議会タブレットについて、リースの件以外にも、その使用方法についても委員の皆様と意見交換させていただきました。本件のリースの件並びに議会タブレットの使用方法について、また本委員会で協議をさせていただきますし、また全議員には改めて周知をさせていただくことでよろしいでしょうか。（異議なし）では、そのように決定いたしました。

(3) その他

・「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワークへの入会について

本田委員長 次に、(3)その他を議題とします。議長から報告事項を受けております。「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワークへの入会であります。議会事務局に説明を求めます。

坂大議会事務局長 本件につきましては、過日、市が入会することに合わせて、本市議会としても入会することとしましたので御報告させていただきます。「佐渡島の金山」については、「佐渡島金銀山世界遺産登録推進県民会議」という組織が平成26年度から全県的に世界遺産への登録と活用を目指して活動してまいりましたが、令和6年度に佐渡島の金山が世界遺産に登録され、同組織は発展的解消となりました。今後、施設の保存及び活用に向け、新たに「佐渡島の金山」保存活用推進ネットワークが発足し、市に加入の依頼があったものであります。事務局は、新潟県の文化スポーツ部文化課世界遺産室が担い、加入後の会費及び事務はありません。本市議会及び本市は、このネットワークの前身である「県民会議」の会員となっており、世界遺産登録後も地域社会総がかりでの保存活用に向けた取組を行うとしていることから、その趣旨に賛同し、入会するものであります。説明は、以上であります。

本田委員長 本件につきましては、説明のとおりでよろしいでしょうか。(異議なし) 本件については御了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

・議会の会議等における服装について

本田委員長 次に、私から協議事項をお願いいたします。議会の会議等における服装についてであります。先般、議長からも議員の服装についての認識を改めて確認してくれということで、議会運営委員会に話をいただきました。本件について、皆さんと懇談させていただきたいと思いますので、ここで暫時休憩とさせていただきます。

休 憩 (10:30)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再 開 (10:43)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

服装につきましては原則スーツ、夏季はクールビズということで、男女ともに議会において品位のある服装でお願いするというので、結論づけてよろしいでしょうか。取りあえず一旦はそこまでとさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし) 本件につきましては、以上とします。

・議会におけるペットボトル、名札、携帯・スマホ等の取扱いについて

本田委員長 次に、ペットボトル、名札、携帯・スマホについても、御協議いただきたいと思います。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:45)

(休憩中、懇談的に意見交換)

再開 (10:52)

本田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

今ほど、最初にペットボトル、スマホ・タブレット、名札の使い方について懇談させていただきました。ペットボトルにつきましてはこれまでどおり本会議・委員会では原則禁止の方向、スマホ・タブレットについてはこれまでどおり持込禁止、名札については本会議・委員会以外の視察や議員派遣等の対外的なところについては着用という方向で、議会運営委員会としては考えてはおりますが、また全議員で議論する場を設けて、その後に結論づけるということではよろしいでしょうか。(異議なし) そのように決定いたしました。

以上でございますが、皆さんから協議事項等がございますでしょうか。(なし) 事務局からございますか。

坂大議会事務局長 連絡ですけれども、明日もまた会派代表者会議、正副議長・委員長定例会議でもお話をさせていただきますが、地域振興局と基幹病院との意見交換会が日程が決まらないできていますので、その日程調整を今後させていただきたいと思います。その辺を念頭に置いていただきたいことと、議員研修をいつ、どういう内容にするかについてもまた明日お話をさせていただきます。例えば、こういう研修がしたいとか、この講師のお話を聞きたいとか、そういうのがあれば御意見をお願いしたいと思います。お持ち帰りいただいて、できれば明日お話が聞ければと思っております。以上です。

本田委員長 本日の会議録につきましては、委員長に一任願います。議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉会 (10:54)

議会運営委員会

委員長 本田 篤